

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年五月十四日
号外法律第四十二号)
(総理大臣署名)

最終改正
平成二十一年七月一日号外法律第六十六号(公文書等の管理に関する法律附則五条による改正)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律
をここに公布する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)
- 第三章 不服申立て等(第十八条―第二十一条)
- 第四章 補則(第二十二條―第二十六条)

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の確かな理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二条 (定義)

この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律

次に掲げる機関をいう。
一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く)
三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律(平成二十年法律第六十六号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く)

第二章 行政文書の開示

第三條 (開示請求権)

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

第四條 (開示請求の手続)

前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

三 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第五條 (行政文書の開示義務)

行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。)、第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ)の役員及び職員をいう。)である場合における、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
ニ 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を

除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他

の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
ニ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間において審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は

は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第六条(部分開示)
行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分と容易に区分して除くことができないときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情(特定の個人を識別している場合における)に限り、当該情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にして個人等の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし

○刑法

(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)
(総理・各省大臣副署)

最終改正

平成二二年四月二七日号外法律第二十六号(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律一条による改正)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔明治四一年六月勅令二六三号により、明治四一・一〇から施行〕

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(別冊)

刑法

目次

第一編 総則

第一章 刑(第一条―第八条)

第二章 刑(第九条―第二十一条)

第三章 期間計算(第二十二条―第二十四条)

第四章 刑の執行猶予(第二十五条―第二十七條)

第五章 仮釈放(第二十八条―第三十條)

第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一条―第三十四条の二)

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免(第三十五条―第四十二条)

第八章 未遂罪(第四十三条・第四十四条)

第九章 併合罪(第四十五条―第五十五

条)

第十章 累犯(第五十六条―第五十九条)
第十一章 共犯(第六十条―第六十五条)
第十二章 酌量減輕(第六十六条・第六十七條)
第十三章 加重減輕の方法(第六十八條―第七十二條)

第二編 罪

第一章 内乱に関する罪(第七十七條―第八十條)

第二章 外患に関する罪(第八十一條―第八十九條)

第三章 外交に関する罪(第九十條―第九十四條)

第四章 公務の執行を妨害する罪(第九十五條―第九十六條の三)

第五章 逃走の罪(第九十七條―第一百

二條)

第六章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

百三

第十八章 有価証券偽造の罪(第六十二條・第六十三條)
第十九章 支払用カード電磁的記録に関する罪(第六十三條の二―第六十三條の五)
第二十章 印章偽造の罪(第六十四條―第六十八條)
第二十一章 偽証の罪(第六十九條―第七十一條)
第二十二章 虚偽告訴の罪(第七十二條・第七十三條)
第二十三章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第七十四條―第七十八條)
第二十四章 賭博及び富くじに関する罪(第七十九條―第八十七條)
第二十五章 禮拜所及び墳墓に関する罪(第八十八條―第九十二條)
第二十六章 汚職の罪(第九十三條―第九十八條)
第二十七章 殺人の罪(第九十九條―第一百零三條)
第二十八章 傷害の罪(第一百零四條―第一百零八條の三)
第二十九章 過失傷害の罪(第一百零九條―第一百一十一條)
第三十章 墮胎の罪(第一百十二條―第一百十六條)
第三十一章 遺棄の罪(第一百七十七條―第一百九十九條)
第三十二章 逮捕及び監禁の罪(第二百一十條・第二百二十一條)
第三十三章 脅迫の罪(第二百二十二條・第二百二十三條)
略取、誘拐及び人身売買の罪(第二百二十四條―第二百二十九條)

- 第三十四章 名誉に対する罪(第二百三十一條―第二百三十二條)
- 第三十五章 信用及び業務に対する罪(第二百三十三條―第二百三十四條の二)
- 第三十六章 窃盜及び強盜の罪(第二百三十五條―第二百四十五條)
- 第三十七章 詐欺及び恐喝の罪(第二百四十六條―第二百五十一條)
- 第三十八章 横領の罪(第二百五十二條―第二百五十五條)
- 第三十九章 盗品等に関する罪(第二百五十六條・第二百五十七條)
- 第四十章 毀棄及び隱匿の罪(第二百五十八條―第二百六十四條)

第一編 総則

第一章 通則

第一節 国内犯

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。
 2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

第二節 (すべの者の国外犯)

- 一 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
- 二 第七十七條から第七十九條まで(内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助)の罪
- 三 第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)、第八十七條(未遂罪)及び第八十八條(予備及び陰謀)の罪
- 四 第八十八條(通貨偽造及び行使等)の罪及びその未遂罪
- 五 第一百五十四條(詔書偽造等)、第一百五十五條(公文書偽造等)、第一百五十七條(公正証書原本不実記載等)、第一百五十八條

刑法(第一編 総則 第一章 通則)

第三節 (国民の国外犯)

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

- 一 第九十八條(現住建造物等放火)及び第九十九條(非現住建造物等放火)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪
- 二 第九十九條(現住建造物等浸害)の罪
- 三 第一百二十九條から第一百六十一條まで(私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使)及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第一百六十一條の二の罪
- 四 第一百六十七條(私印偽造及び不正使用)の罪及び同条第二項の罪の未遂罪
- 五 第一百七十六條から第一百七十九條まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪)、第一百八十一條(強制わいせつ等致死傷)及び第一百八十四條(重婚)の罪
- 六 第一百九十九條(殺人)の罪及びその未遂罪

- (偽造公文書行使等)及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第一百六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪
- 六 第六十二條(有価証券偽造等)及び第六十三條(偽造有価証券行使等)の罪
- 七 第六十三條の二から第六十三條の五まで(支払用カード、電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪
- 八 第六十四條から第六十六條まで(御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等)の罪並びに第六十四條第二項、第六十五條第二項及び第六十六條第二項の罪の未遂罪

第十二 第二百三十條(名誉毀損)の罪

- 七 第二百四條(傷害)及び第二百五條(傷害致死)の罪
- 八 第二百四條から第二十六條まで(業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、同意墮胎致死傷)の罪
- 九 第二百八條(保護責任者遺棄等)の罪及び同条の罪に係る第二十九條(遺棄等致死)の罪
- 十 第二百二十條(逮捕及び監禁)及び第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪
- 十一 第二十二條から第二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、營利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪
- 十二 第二百三十條(名誉毀損)の罪
- 十三 第二百三十五條から第二百六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び第二百四十三條(未遂罪)の罪
- 十四 第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、恐喝、未遂罪)の罪
- 十五 第二百五十三條(業務上横領)の罪
- 十六 第二百五十六條(業務上二項(盗品讓受け等)の罪

第三節 (国民以外の者の国外犯)

- 一 第七十六條から第七十九條まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪)及び第一百八十一條(強制わいせつ等致死傷)の罪
- 二 第一百九十九條(殺人)の罪及びその未遂罪

三 第二百四十四条(傷害)及び第二百五十五条(傷害致死)の罪

四 第二百二十二条(逮捕及び監禁)及び第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

五 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪の罪

六 第二百三十六條(強盜)及び第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪の未遂罪(公務員の国外犯)

第四條 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。一 第一一条(看守者等による逃走援助)の罪及びその未遂罪

二 第二百五十六條(虚偽公文書作成等)の罪、第二百九十三條(公務員職權濫用)、第二百九十五條第二項(特別公務員暴行陵虐)及び第九十九條七から第九十九條七の四まで(取賄、受託取賄及び事前取賄、第三者供賄、加重取賄及び事後取賄、あつせん取賄)の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條(特別公務員職權濫用等致死傷)の罪

第四條の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべき者に適用されているものを犯したすべての者に適用する。(条約による国外犯)

第五條 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行

(外国判決の効力)

を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

第六條 犯罪後の法律によつて刑の変更があつたときは、その軽いものによる。(刑の変更)

第七條 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。(定義)

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。第七條の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子の方式、磁気的方式その他の人知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第八條 この編の規定は、他の法令の罪についても適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第二章 刑

(刑の種類) 第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

第十條 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを軽い刑とする。

3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその軽重を定める。

第十一條(死刑) 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘留する。

第十二條(懲役) 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上二十年以下とする。2 懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。

(禁錮) 第十三條 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上二十年以下とする。2 禁錮は、刑事施設に拘留する。

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度) 第十四條 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕する有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては、三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一月未満に下げることができる。

(罰金) 第十五條 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

(拘留) 第十六條 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘留する。

(科料) 第十七條 科料は、千円以上一万円未満とする。

(労務場留置) 第十八條 罰金を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労務場に留置する。2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労務場に留置する。

3 罰金を併科した場合は、罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超

える。